

基本方針の改正（案）に関する意見の募集結果及び 各意見に対する考え方

「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の一部改正（案）」について、平成20年2月4日から平成20年3月4日まで御意見を募集したところ、10件（うち個人3件、団体6件、地方自治体1件）の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれらに対する当省の考え方につきまして、以下のとおり御報告いたします。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

<第一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向>

【意見】

「一 基本的な考え方」の「4 公正の確保及び透明性の向上」における「その他の血液事業に関わる者」とは表現が曖昧ではないか。

【考え方】

「国、地方公共団体その他の血液事業に関わる者」とは、同じ項目のひとつ前の段落に記載している「国、地方公共団体、採血事業者、製造販売業者等、医療関係者など」を指しています。

【意見】

血液事業について分かりやすい情報提供をしてほしい。献血事故や副作用等についても情報をオープンにしてほしい。

【考え方】

国民の方々に献血の重要性や意義を御理解いただく観点から、若年者向けの献血についての啓発等に力を入れているところですが、ホームページの活用による情報提供など、今後の献血推進の取組を検討する際の参考とさせていただきたいと思っております。貴重な御意見をありがとうございました。